

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社Orsay
【届出者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川四丁目13番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮下 央 / 同 森 卓也 / 同 鴨下 領平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社Orsay (東京都品川区東品川四丁目13番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Orsayをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、アールピバン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月1日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、対象者から2025年9月29日付で企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき臨時報告書が提出されたこと、及び、これを踏まえて、公開買付者が、同年10月14日付で、公開買付期間を同年10月28日まで延長し、延長後の公開買付期間を39営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を行うこととしたことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

臨時報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年8月29日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年8月29日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、対象者が企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、2025年9月29日付で臨時報告書を提出したことを確認したため、公開買付者は同年10月14日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することといたしました。また、公開買付者は、当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、届出当初の公開買付期間の末日である同年10月15日から、当該訂正届出書を提出する日である同年10月14日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年10月28日まで延長する必要があるところ、公開買付期間を同年10月28日まで延長し、延長後の公開買付期間を39営業日とすることを含む買付条件等（公開買付期間及び決済の開始日）の変更を行うことといたしました。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者が行う株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年12月中旬頃を目途に開催することを対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者が行う株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2025年12月下旬頃を目途に開催することを対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者、カツコーポレーション及び野澤氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年 9 月 1 日 (月曜日) から2025年10月15日 (水曜日) まで (30営業日)
公告日	2025年 9 月 1 日 (月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年 9 月 1 日 (月曜日) から2025年10月28日 (火曜日) まで (39営業日)
公告日	2025年 9 月 1 日 (月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、当該期間よりも長期の30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することで、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、対象者株式に対する対抗的買収提案者にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
-------	--

(訂正後)

算定の経緯	本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、当該期間よりも長期の39営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することで、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供するとともに、対象者株式に対する対抗的買収提案者にも買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
-------	--

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年10月22日 (水曜日)

(訂正後)

2025年11月 5 日 (水曜日)

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2025年9月29日に関東財務局長に提出

6【その他】

(訂正前)

(2)＜省略＞

(訂正後)

(2)＜省略＞

(3)「主要株主の異動に関するお知らせ」の公表及び臨時報告書の提出

対象者は、2025年9月29日付で「主要株主の異動に関するお知らせ」を公表し、同日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の概要は以下のとおりです（以下抜粋です）。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 牧 寛之

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (2025年3月31日現在)	0 個	0.00%
異動後 (2025年9月2日現在)	14,192個	15.61%

(注1) 上記については、当該株主より提出された大量保有報告書に基づくものであり、当社として当該株主名義の実質所有株式数が確認されたものではありません。

(注2) 総株主等の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の発行済株式総数9,107,516株から議決権を有しない株式数16,816株を控除した総株主等の議決権の数90,907個に基づき算出しております。

(注3) 総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年9月2日

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,863,995千円

発行済株式総数 普通株式 9,107,516株

公開買付届出書の添付書類

公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年10月14日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年9月1日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。